

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月5日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	今別町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.imabetsu.lg.jp/todokedesho/index.html

執行機関名 今別町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	今別町乳幼児・児童医療費給付条例(平成五年今別町条例第十六号)による乳幼児・児童の医療費の給付に関する事務であって次に掲げるもの (一) 受給資格認定も事務 (二) 医療費給付申請の事務
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		今別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一の三の項 今別町乳幼児・児童医療費給付条例(平成五年今別町条例第十六号)による乳幼児・児童の医療費の給付に関する事務であって次に掲げるもの (一) 受給資格認定も事務 (二) 医療費給付申請の事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第一条	今別町乳幼児・児童医療費給付に関する条例(平成五年今別町条例第十六号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第一条 この条例は、乳幼児・児童が医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係るその保護者に対して支給し、もって乳幼児・児童の保健及び出生育環境の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		今別町乳幼児・児童医療費給付に関する条例(平成五年条例第十六号) 今別町乳幼児・児童医療費給付に関する条例施行規則(平成六年規則第十六号)